

教えて！ 市町村合併の歴史

明治の大合併 (明治21年～22年)

近代的な地方自治制度である「市町村制」の施行に伴い、300～500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併で、町村数は約71,000から15,800になった。

昭和の大合併 (昭和28年～36年)

戦後、新制中学の設置管理、消防や社会福祉、保健衛生関係などが市町村事務とされ、行政事務の能率的処理のため人口規模8,000人を標準に合併が行われ、町村数は約9,800から3,400になった。

平成の大合併

現在約3,200の市町村数を1,000にすることを目標に、合併特例法による支援策、優遇措置などを拡充し、市町村合併を強力に推進。国の財政改革に伴う地方交付税の削減や地方制度改革など、小規模市町村に厳しい要素もあり、「財政合併」ともいわれている。

協議会は傍聴できます

「南富良野町・占冠村任意合併協議会」の会議は公開しています(会場の都合で人数が制限されることがあります)。

開催日程は、広報などでお知らせしますが、発行日の関係で掲載できない場合がありますので、詳しくはお問合わせください。次回協議会は1月中旬に開催する予定です。

お問合わせ先
行政調整室 ☎ 52-2101

合併の効果と懸念

道内でも数多くの市町村が協議会を設置し研究、協議を進める中で、合併した場合、一般的には次のような効果が期待されるとしています。行政能力の強化と行政サービスの向上が図られる。財政基盤の強化が図られる。広域的な視点に立ったまちづくりの推進が図られる。

合併による効果が期待される反面、次のような不安や懸念も考えられます。住民サービスが低下したり、費用負担が増加するのではないかと。行政区の拡大と議員数の減少により、住民の意見が反映されにくくなるのではないかと。中心部だけが発展し、周辺部が寂れてしまったりではないかと。役所が遠くなり不便になるのではないかと。

合併の優遇措置

合併特例法期限の平成17年3月31日までに議会の議決を経て、知事への合併申請を終え平成18年3月31日までに合併すると、国による様々な財政支援や特例措置が受けられます。普通交付税の算定特例

合併協議会での協議事項

- 市町村が合併する場合、合併の形態や合併の時期などの基本的協議事項のほか、合併前の市町村が行っている全ての事務事業等について、調整を行う必要が生じます。その数は膨大なものとなり、各項目別に調整協議を行うこととなります。
- 協議事項の主な項目は、次のとおりです。
- 基本的協議事項
- 合併の形態
- 合併の時期
- 新市町村の名称
- 市町村の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 合併特例法に規定されている事項
- 市町村建設計画について
- 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い

合併後10年間は合併前の町・村が存続したものとみなして算定した交付税額が保障され、さらに5年間は激変緩和措置が講じられます。

合併特例債

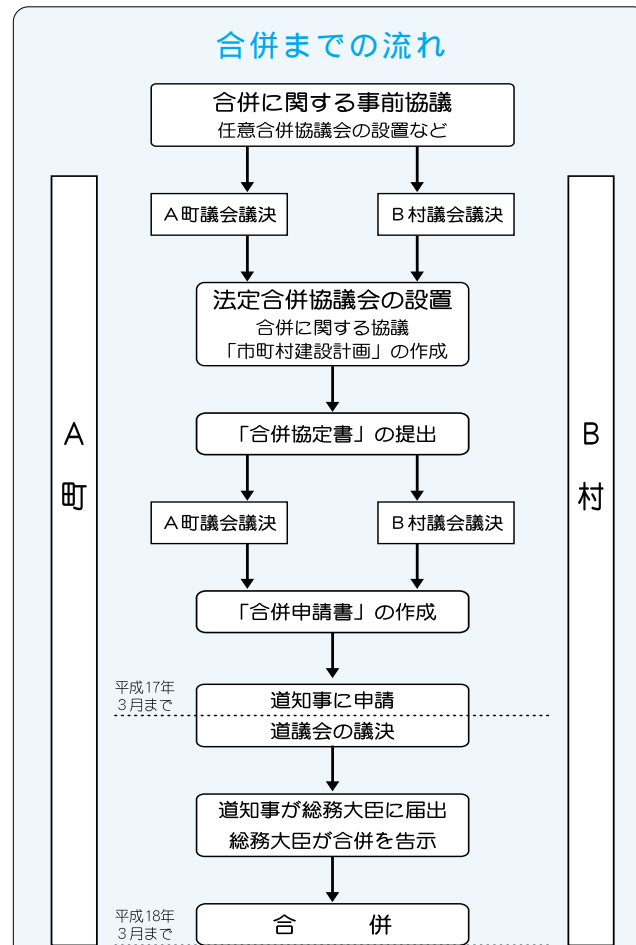
新しく生まれ変わるまちづくりのための「市町村建設計画」に位置付けられた公共施設の整備事業に要する経費や基金(3)積み立てに要する経費について、合併特例債(地方債)を起すことができます。この公共施設の整備事業に要する経費として、2町村で約33億円が活用でき、うち22億円程度が普通交付税で補てんされます。また、基金積み立てに要する経費

としては約10億円が活用でき、うち7億円程度が普通交付税で補てんされることとなります。特別交付税による措置

合併後5年間にわたり一定額が交付され、2町村の合計額は6億円程度になります。

合併市町村補助金

合併市町村の交流・連携及び一体性の強化のために必要な事業に要する経費について、3年間を限度として補助され、2町村の合計額は1億円程度になります。これら財政面の優遇措置は、2町村合わせて約50億円となり、うち約36億円が交付税で補てんされます。



流れの中で重要な決定をする場合には、説明会を開催して町民皆さんのご意見をお聞きし、慎重に判断していきます。

合併協議会の設置状況

区分	地域数	構成市町村数	設置率	
北海道 (212市町村)	任意	26	91	42.9%
	法定	9	34	16.0%
全国 (3,176市町村)	任意	139	500	15.7%
	法定	453	1,760	55.4%

北海道は、平成15年12月8日現在
全国は、平成15年11月27日現在

【用語解説】

3「基金」
地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または、定額の資金を運用するための基金を設けることができる。いわば、地方公共団体の貯金のこと。現行制度上、基金造成のために地方債を充てることはできないが、合併の際には地方債を充て、かつ交付税措置があることは、極めて特例的な措置である。

合併の手続き

合併協議会の設置準備から、市町村建設計画の策定、合併協定項目の協議、合併準備作業など、合併実現までには15ヶ月の期間が必要とされています。

一般職の職員の身分の取扱い

- その他の協議事項
- 特別職、各種委員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 支所(出張所)の取扱い
- 使用料、手数料の取扱い
- 公共的団体の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町名、字名の取扱い
- 慣行の取扱い
- その他各種事務事業の取扱いなど

合併しないとうとうなる

自立の道を選ぶと
もちろん今ままであり南富良野町として、自分たちの手で町の運営ができます。ただし、合併特例法の期限後には、小規模市町村の財政状況は極端に悪くなるのが予測されます。現状のサービス水準が大きく低下することを認識したうえで、新

なまちづくりを進める覚悟が必要

す。財政的に自立していけるのか
国は財政改革の一環として、地方交付税予算を削減する方針を決めています。合併しない小規模市町村では、3割以上減少するという見方が大勢となっています。

そうすると、現状の行政サービスの見直し、役場の人件費や管理経費の削減はもとより、建設事業、福祉や医療サービス、補助金の縮小や廃止など、更なる行政改革に取り組みなければなりません。苦しい自立ではなく、積極的な自立

自立するには、「生き残るのではなく、生まれ変わる」という発想の転換が大切になります。町の将来をしっかりと描き、「町民が誇りに思えるまちづくり」を実現するために行政サービスの取捨選

択をして、町のこだわりの分野に重点的に予算を配分する、というような積極的な自立の方法を考えなければなりません。

将来に悔いを残さぬ合併議論をしましょう。

今後の財政見直しや、地方制度改革などの情報が少ない中で、合併問題を議論するのは難しいものがあります。

しかし、「地方交付税の削減」、「小規模市町村の再編」という国の方針は明らかですので、合併する、しないにかかわらず、町の将来は楽観できる状態ではないことは確かです。私たちは将来に悔いを残さないためにも責任ある決断をしなければなりません。その答えを出すためにはこれからのまちづくりのあり方について議論を深める必要があります。